

記入例

申請後に地区の農業委員や推進委員が調査を実施しますので、
電話などで連絡がありましたら、ご協力ください

農地法第3条の規定による許可申請書

令和〇年〇月〇日

福島市農業委員会会長 様

賃借権の場合は、期間満了時に法定更新(自動更新)となります。
使用賃借権の場合は、期間満了後に解除されます。
どちらの場合も期間満了時に更新の案内はありません。

<譲渡人>

住所 福島市五老内町〇〇-〇〇

(ふりがな) (ふくしま たろう)

氏名 福島 太郎

電話番号 (024)〇〇〇-〇〇〇〇

<譲受人>

住所 福島市五老内町〇〇-〇〇

(ふりがな) (しのぶやま じろう)

氏名 信夫山 次郎

電話番号 (024)〇〇〇-〇〇〇〇

下記農地(採草放牧地)について

所有権
賃借権

移転
設定(5年)

所有権は「移転」になります。

したので、農地法第3条

【職業の例】

地方公務員、会社員、会社役員、医師、保育士 など
※兼業農家として新規就農する場合は「会社員兼農業」など

【就労が可能な在留資格の例】

永住者、日本人の配偶者等、定住者 など

1 申請者の氏名等(国籍等は、所 する場合に譲受人の記載してください。)

当事者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	在留期間 及び在留 期間の満 了の日	認定経営 発展法人 (該当する 場合〇)
譲渡人	福島 太郎	〇〇	無職	福島市五老内町〇〇-〇〇				
譲受人	信夫山 次郎	〇〇	農業	福島市五老内町〇〇-〇〇	日本			

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を

〇がある場合(認定経営発展法人が譲渡人となる場合は、
許可されません。

所在・地番	地目		面積 (m ²)	対価、賃料 等の額(円) 〔10a当たりの額〕	所有者の氏名 又は名称 〔現所有者が登記 簿と異なる場合〕	所有権以外の権利が 設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種 類、内容	権利者の氏名 又は名称
福島市 五老内町△△-△△ 五老内町◇◇-◇◇	田	田	### 500	300,000 150,000 300,000 /10a	福島 太郎 福島 太郎		

複数筆を一括で売買又は貸し借りする場合でも
1筆ごとの金額を記入してください。
※面積割合で按分する等の方法で算出してください。

所有権を移転する場合は、
「永年」と記載してください。

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

権利の設定、移転の時期			期 間
年 月 日 (許可日)			5 年
水田裏作の場合	始 期		要
	年 月 日		

対価、賃料等の額の合計を面積の合計で割って、
1,000を掛けてください。
【計算の例】

{(300,000円+150,000円)÷(1,000m²+500m²)}×1,000

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第3項の在留期間をいう。)及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、記の1の「認定経営発展法人」に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。
- 5 記の2は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

権利を設定し、又は移転をしようとする事由の詳細

該当する事項の番号に○印を付し、必要な場合には、具体的に記述してください。

【譲渡人の申請事由】

(1) 自作地有償所有権移転の場合

自作地相互の交換		1
参加農業生産法人への譲渡・出資		2
経営移譲年金受給のため		3
農業廃止	同一市町村に居住	4
	他市町村への転出	5
兼業による経営縮小		6
高齢化による経営縮小		7
病気等で労力不足		8
耕作不便・低生産地のため		9
資金を必要とするため	営農資金	10
	農業経営上の負債整理	11
	結婚・分家・相続等	12
	生活・住宅新改築等資金	13
その他()		14

(2) 自作地無償所有権移転の場合

経営移譲年金の受給のため	後継者へ	一括	21
		部分	22
	分家独立している子供へ		23
	その他()		24
その他	同一世帯での生前贈与	後継者へ 一括	25
		部分	26
	分家目的		27
	その他()		28
	分家独立している子供へ		29
	その他()		30

(3) 賃借権・使用貸借による権利設定の場合

経営移譲年金受給のため	31
農業廃止	32
兼業による経営縮小	33
高齢等による経営縮小	34
病気等で労力不足	35
耕作不便・低生産地のため	36
集約部門への転換のため	37
相手方の要望	38
その他()	39

(4) その他の場合

()	ア
-----	---

【譲受人の申請事由】

○ 共通

経営規模の拡大	イ
自作地相互の交換	ウ
その他()	エ

【その他の例】

新規営農開始のため
自家消費栽培のため
自宅付近で耕作利便
自作地続きで耕作利便
生前贈与
借受地取得 など

記入例

I 一般申請記載事項

複数市町村にまたがる場合には、市町村別の合計面積を()書きで記入してください。また、該当する市町村の「耕作証明書」を添付してください。

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況(現在所有の農地について)

	農地面積 (㎡)	農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑	樹園地	
所有地	5,000 (福島市:4,000) (伊達市:1,000)	3,000 (福島市:2,000) (伊達市:1,000)	1,000	1,000	
貸付地					
	所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
		登記簿	現況		
非耕作地					

	農地面積 (㎡)	農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑	樹園地	
所有地以外の土地	1,000	1,000			
貸付地					
	所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
		登記簿	現況		
非耕作地					

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。また、複数市町村にまたがる場合には、「農地面積(㎡)」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農違法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積(権利を取得しようとする農地等について)

	田	畑			樹園地		採草放牧地
作付(予定)作物	水稻	ネギ					
権利取得後の面積(m ²)	1,000	500					

申請書に記載した許可を受けようとする土地の面積と合わせてください。
※当該農地等の全てを効率的に利用して耕作する必要があります。

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	耕うん機	田植機	コンバイン	SS (スピードスプレイヤー)	
		確保しているもの	所・リ 1台	所・リ 1台	所・リ 1台	所・リ 台	所・リ 台
導入予定のもの	所・リ 台	所・リ 台	所・リ 台	所・リ 台	所・リ 台	所・リ 1台	所・リ 台
	[資金繰りについて]	[自己・借入]	[自己・借入]	[自己・借入]	[自己・借入]	[自己・借入]	[自己・借入]

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者の数及び配置の状況

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業暦〇〇年、農業技術修学暦〇〇年、その他()

別記

② 世帯員等その他 常時雇用している 労働力(人)	現在:	(農作業経験の状況:)
	増員予定:	(農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働力 (年間延人数)	現在:	(農作業経験の状況: 農作業歴20年)
	増員予定:	なし

県外など遠方の市町村が住民登録地となっている場合、福島市内で農作業を行うにあたって拠点(滞在場所など)となる場所を記入してください。
※年間「150日以上」農作業に従事する必要があります。

④ 配置の状況(所有又は借入農地が複数
などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記し、)

町村

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等
福島市	別記	福島市五老内町〇〇-〇〇(住所地)
伊達市		伊達市〇〇〇〇〇-〇〇(倉庫兼作業場)

⑤ ①～④の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

通作距離(片道)	通作時間(片道)	交通手段
20 km	15 分	自動車・自転車・徒歩・公共交通機関 その他()

(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等(別紙1に記載し、添付してください。)

(5) その他の考慮すべき事項

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況(別紙2に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容(信託の引受により権利が取得される場合のみ記載してください。)

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況
(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名

(2) 年齢

(3) 主たる職業

(4) 権利取得者との関係(本人又は世帯員等)

} 別記

(5) その者の農作業への従事状況(該当する期間(実績又は見込み)を「←→」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間	←→											
その者が農作業に常時従事する期間						別記						

(「農作業の常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

<農地法第3条第2項第5号関係>

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
(表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝)
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

全ての項目で「無」に○が付いている必要があります。

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

①農地の集団化への支障 (有・ 無)	②農作業の効率化への支障 (有・ 無)
③面的のうち利用の分断 (有・ 無)	④水利調整への不参加 (有・ 無)
⑤無農薬栽培等への支障 (有・ 無)	⑥共同防除等への支障 (有・ 無)
⑦実勢に比べ極端に高額な賃借料 (有・ 無)	
⑧その他	
{	}

◎ 1 - 2 (3) ①②④及び4 関連

申請書の職業欄と記載内容を合わせてください。

「150日以上」農作業に従事する必要があります。

権利取得者及び世帯員の状況

(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	権利取得者 との続柄	職業	年間農作業 従事日数	農作業経験 の状況	農作業への従事期間 (月) (該当を○)														
	年 齢		世帯主・ 経営主の別				(該当を○)														
(しのぶやま じろう) 信夫山 次郎	SO.O.O □□ 歳	男	本人	農業	250 日	30 年	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫														
	〇〇 歳		妻				世帯主 経営主														
(しのぶやま はなこ) 信夫山 花子	S□.□.□ 〇〇 歳	女	妻	会社員 兼農業	150 日	25 年	1 2 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫														
	△△ 歳		子				学生	0 日	0 年	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12											
							1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12														
							1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12														
							1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12														
							1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12														
							1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12														
							1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12														
							1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12														
							1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12														
							1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12														

農作業に携わらない方も含めて、
全ての世帯員を記入してください。

法人の場合は、
代表者と実際に農作業に従事する職員等を
記入してください。

法人の場合は、
組織での肩書を記入してください。

記入例

権利を有している農地を荒らしていたり、農地の権利取得後に耕作していない場合や必要な許可を得ずに農地を転用した場合など

1 農地法¹の農業に関する法令

基本的に全ての項目で違反「無」に○が付いている必要があります。

(1) 農地法(昭和27年法律第229号)

違反の対象となる規定	違反の有無
①第3条(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)	有 ・ 無
②第4条(農地の転用の制限)	有 ・ 無
③第5条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)	有 ・ 無
④第42条(措置命令)	有 ・ 無
⑤第51条(違反転用に対する処分)	有 ・ 無

必要な許可を得ずに農用地区域内における開発行為を行った場合など

(2) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)

違反の対象となる規定	違反の有無
①第15条の2(農用地区域内における開発行為の制限)	有 ・ 無
②第15条の3(監督)	有 ・ 無

品種登録を受けている品種に関して、育成権者の承諾を得ずに利用した場合など

(3) 種苗法(平成10年法律第83号)

違反の対象となる規定	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害(第20条及び第25条参照)	有 ・ 無

使用を禁止されている農薬を使用した場合など

(4) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条(使用の禁止)	有 ・ 無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容
令和〇年〇月頃	必要な手続きを行わずに、所有している農地に農業用倉庫(120㎡)を設置していましたが、農業委員会からの指摘を受けて、令和〇年〇月に「規則第29条証明」により是正しました。

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

違反の有無	違反の時期	内容	理由
有 ・ 無	令和〇年〇月頃	農地取得後、約1年で他者に所有権を移転した。	農地取得後に病気(〇〇)を発症したことで、当該農地の耕作が困難となったため。

(記載要領)

- 1の(1)及び3については、許可申請日から起算して過去3年分の状況を記載してください。
- 1の(2)、(3)及び(4)については、許可申請日現在の状況を記載してください。

過去3年分の状況

許可申請日現在の状況

過去3年分の状況